

広島県告示第九百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十一年十一月十二日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年十月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

造賀八本松線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
東広島市高屋町造賀五六七三番一地从先から 東広島市高屋町造賀六三三三番五地先まで		九・六〇〇 五・二〇〇	一六〇〇 一六〇〇	六七三・五〇	
		六七三・五〇			
	一六〇〇 一六〇〇				拡幅